

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的及び運用等

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山北町防災会議が作成する計画であり、山北町に係る災害に関し、町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民とともに、災害応急対策及び災害復旧等の対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(2) 計画の構成と内容

この計画においては、以下の事項を定める。

項目	内容
第1章 総則	① 計画の目的及び運用等 ② 山北町の概況及び自然的条件 ③ 地震被害想定 ④ 計画の推進主体とその役割 ⑤ 町民等の責務 ⑥ 町の防災業務大綱
第2章 災害予防	・災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な事項
第3章 風水害・土砂災害対策計画	・風水害及び土砂災害に対応した対策計画
第4章 地震災害対策計画	・大規模地震等の災害発生時に町及び防災関係機関が実施する応急対策についての基本的な計画
第5章 災害復旧・復興計画	・災害復旧の実施にあたっての基本的な方針
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	・南海トラフ地震に係る対策推進計画
第7章 富士山火山災害対策計画	・富士山火山災害に係る対策計画
第8章 特殊災害対策計画	・突発的な災害等、特殊災害に対応した計画
別紙類	・職員初動マニュアル ・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等
資料編、協定編、様式編	・上記に関連する各種資料

(3) 計画の運用

1) 計画の周知

この計画は、山北町の職員及び防災関係機関等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知するものとする。

2) 計画の習熟

町及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、

平素から、自らまたは他の機関と協力して調査研究を行い、実施または図上訓練その他の方法により、この計画の習熟に努める。

3) 他の計画との関係

この計画は、町域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関の長または、指定公共機関が作成する防災業務計画や神奈川県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。

4) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは山北町防災会議においてこれを修正する。

5) マニュアル等の一体的な運用

この計画を効果的に運用し、防災対策の実効性を確保するため職員初動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の見直しを行い、この計画と一体的な運用を行うものとする。

第2節 山北町の概況及び自然的、社会的条件

(1) 自然的条件

1) 位置・地勢

本町は、神奈川県西部、東京から約80kmの距離に位置し、南北20.5km、東西23.0kmで、224.61km²と県内では横浜市、相模原市に次ぐ広大な面積を有している。町域の約90%は、丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などを含む丹沢山塊の森林原野で占められる山岳地帯で、平坦地は町南部を横断する酒匂川流域にわずかに開けている。

住居が多い平野部は、山岳地と河川が接する地形変換点に沿って存在し、周辺の斜面、沢・河川と相まって土砂災害警戒区域に指定される場所が多数存在している。

丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園には、登山やキャンプなどを目的に来町する観光客が多く、町内への年間観光入込客数は、約150万人と推計されている。

2) 気象

本町の気象は、低地と高地では四季を通じて大きな差があり、特に夏季と冬季においてはその差が著しい。年間降水量は、山北地域では約2,200mm～2,600mmの降水が、三保地域には約2,800～3,000mmの降水があり、丹沢山系を含めて町内に降った雨は、全て町南部平坦地を横断する酒匂川に集約される。また、冬季における気温は、山北地区と三保地区では平均で2度から3度程の温度差がある。

3) 地質及び活断層

本町を含む神奈川県西部地域は、南部フォッサマグナの一部に位置し、フィリピン海プレートと北米プレートとの衝突境界部にあたる。そのため地球的に見ても、地殻の変動が最も活発な場所である。

本町の地質は丹沢層群（約1,500～1,000万年前に、海底火山の噴出物等が堆積してできた地層で、礫岩、砂岩、泥岩などからなる）、足柄層群（約200～70万年前に丹沢起源の礫や砂、泥が堆積してできた地層で、礫岩、砂岩、泥岩などからなる）石英閃緑岩体及び第四紀後期の末固砂礫層からなっている。町の全域には、主に富士、箱根火山起源の火山灰や軽石等が堆積している。

さらに、町内にあると推定される断層は、町南部平山地区の酒匂川右岸から南西にのびる平山断層、浅間山、丸山の南側に東西にのびる日向断層、神縄から玄倉川源流部に伸びる玄倉断層が活断層であると推定されている。

(2) 社会的条件

1) 人口

本町の人口及び世帯数は、令和5年4月1日現在、人口が9,559人、世帯数は4,231世帯で、ここ10年間で人口は減少傾向、世帯数はほぼ横ばいとなっている。また、高齢化や核家族化も進行しており、人口の約4割が65歳以上の高齢者となっている。

2) 行政等組織

山北町から最寄りの神奈川県出先組織（県西地域県政総合センター、県西土木事務所及び小田原保健福祉事務所足柄上センター）は、足柄上合同庁舎（開成町）にあり、役場から約5kmの距離に所在している。なお、山北町は、常備消防業務（救急業務を含む。）を小田原市に委託しており、その一部である足柄消防署山北出張所に職員20人が配置されている。

また、町独自の消防力として、山北町消防団 13 個分団 183 人及び機能別消防団員 14 人の体制を保持している。

町域のほぼ中央に、神奈川県が管理する三保ダムがあり、洪水調節、水道用水の確保、水力発電を行っている。

3) 交通

町域内には東名高速道路と国道 246 号が通過するとともに、新東名高速道路と（仮称）山北スマートインターチェンジが建設中となっている。また、鉄道路線として JR 東海御殿場線が、地域のバス路線として富士急湘南バスが運行されており、いずれの交通手段も、地域住民の重要な交通手段となっている。

町域内を通る東名高速道路と国道 246 号及び近い将来開通する新東名高速道路は、いずれも首都圏と東海地域・関西地域を結ぶ主要な交通路であり、大規模災害等により通行が長期間止まった場合は、救助活動や救援物資の運搬、経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがある。また、大雨や大雪、災害発生時の高速道路の通行止めや閉鎖は、町域内の国道 246 号へ大量の車両流入・交通渋滞を招き、地域住民等の避難行動や救急活動が困難な状態になる場合がある。

町域内を通る県道 76 号、721 号等県道は、町民の主要な生活道路となっているが、急峻な山間部を通る県道の一部は、基準降雨量を超えた場合には通行止めとなる。

町道は全長約 92km であり、その多くはカーブが多い山間隘路となっており、大雨による土砂流出が頻繁に発生し、道路上に土砂が堆積することがある。

(3) 過去の災害履歴

本町は、町域の大部分が山岳地帯であるため起伏が大きく、河川は急峻であり、また降雨量も多い。そのため過去にいくつかの地震災害、風水害が発生している。さらに、富士山の東側に位置しているため、過去の噴火活動で火山灰等が大量に降り積もり、地震・豪雨時に土砂災害を引き起こしやすい要因になっている。

1) 地震災害

本町周辺地域は、過去に多くの地震被害を受けており、江戸時代には、寛永小田原地震（1633 年・小田原で震度 7 程度）、元禄地震（1703 年・震度 6～7 程度、宝永地震（1707 年・震度 5 程度）、天明小田原地震（1782 年・震度 5～6 程度）、嘉永小田原地震（1853 年・震度 6 程度）、安政東海地震（1854 年震度 6 程度）などが知られている。

大正 12 年（1923 年）の関東地震では震度 6 の揺れがあり、現在の町域で次表に示すような人的被害及び住屋被害が生じている。また、丹沢、足柄山地のほぼ全域にわたって大規模な斜面崩壊が起こり、土石流も発生して大きな被害をもたらした。農地や山林では崩壊、流失といった被害が生じ、道路被害は 23 箇所（松田町、北足柄村を含めると 45 箇所）に及んだ。

関東地震による町村別（当時）被害状況

町村名		川 村	共和村	清水村	三保村	松田町	北足柄村
総戸数		1,215	124	352	264	729	315
人的被害	死者	21	11	8	7	13	12
	重症	2	1	2		5	
	軽症	2		2		5	3
住屋被害	全焼					1	
	全壊	137	15	45	7	302	53
	半壊	1,000	105	246	86	355	191
	破損	10	4	50	50	50	40

※松田町は現在の向原地区高松を、北足柄村は、現在の平山地区を含む。

（出典：神奈川県震災誌）

2) 風水害

本町は、急峻な河川が多く、風水害を発生させる要因の多い地域である。

特に大きな被害が生じたのは、国の激甚災害に指定された昭和47年（1972年）7月の豪雨で、本州上の梅雨前線に暖かく湿った気団が流入し、前線の活動が活発になり豪雨が発生した。7月12日の早朝には、三保地区の狭い地域に1時間80mm以上の降雨があり、河内川、玄倉川などが増水して土石流が発生し、死者6名、行方不明者3名の大きな被害を受けた。

また、平成22年9月の台風9号では、三保の浅瀬地区に1時間に80mmを超える降雨が5時間も降り続き、数箇所土砂崩れが発生し、3名の方が重軽傷を負う被害を受けた。

主な風水害の被害状況

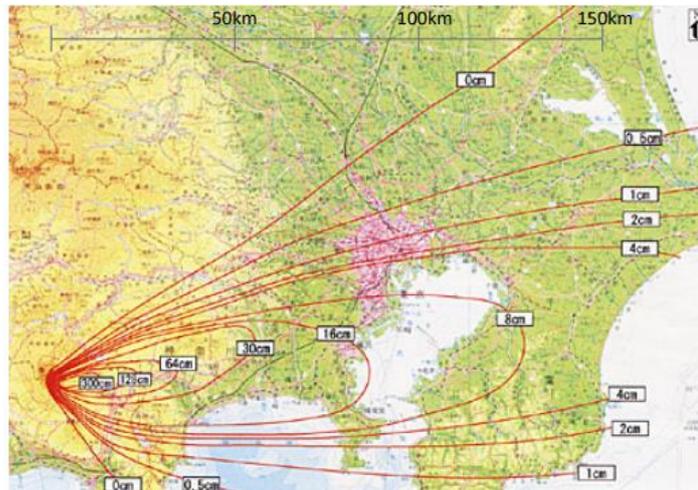
年月日	種 別	被害状況
昭和12年7月13日 ～7月18日	豪 雨	山崩れ、河川氾濫 埋没家屋271戸、倒壊家屋48戸、流出家屋15戸、浸水家屋859戸、田畑の被害209町歩（約207ha）
昭和47年7月11日 ～7月12日	豪 雨	山崩れ、河川氾濫 死者6名、行方不明者3名 全壊家屋65戸、非住家全壊家屋147戸、半壊家屋10戸、 浸水家屋54戸、田畑の被害34ha、 道路橋梁の決壊248箇所、その他公共施設等の被害
昭和54年10月19日	台風20号	河川氾濫 床上浸水12戸、床下浸水43戸、非住家被害11戸 田畑の被害6.4ha、道路の被害27箇所、 水道の被害12箇所等
平成22年9月8日	台風9号	土砂崩れ等 けが人3名 半壊2戸、一部損壊1戸、土砂流入1戸、床上浸水2戸、 田畑の被害1.9ha、道路の被害56箇所、断水92戸
令和元年10月12日	台風19号 東日本台風	土砂崩れ、土砂流出等 けが人1名（軽傷） 住家被害 一部破損2棟、床上浸水1棟 非住家被害 全壊4棟、半壊2棟、一部損壊17棟 田の流出・埋没3ha、畑の流出・埋没12ha 断水 2,500戸、道路被害 21箇所、停電 486戸

3) 火山災害

有史前から噴火活動をしていた富士山は、歴史時代に入っても活動を続け、古文書に残された記録だけでも噴火数が13回以上に達している。延暦21年(801年)の噴火では、足柄峠に火山岩片が落下し、通行不能となり、箱根路が開かれたといわれている。その後も噴火に伴う降砂によって、神奈川県下では作物が被害を受け、河川が氾濫した。宝永4年(1707年)の噴火の際には、本町川西地区で降り積もった火山灰の厚さが1mに達し、丹沢山地でも20~60cmの厚さに積もった。

宝永4年以降の噴火はないが、依然として富士山は活火山であり、噴火が起これば様々な種類の災害を発生させる可能性がある。

宝永噴火(1707年)時の降灰分布(厚さ:cm)



(出典: 内閣府「防災情報のページ」大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ資料)

宝永噴火には、その前兆と思われる「宝永東海・南海地震」(1707年10月28日)と呼ばれる震源域が東海から紀伊半島、四国沖にまで及ぶ巨大地震が発生している。

宝永地震の起きた頃から、富士山で怪しい鳴動や小地震が感じられるようになり、地震から48日後の12月15日午後には本格的な群発地震が始まり、翌日の16日には雷のような山鳴りと地震が、明け方からひっきりなしに続き、午前10時ごろ、強い地震と鳴動を伴って大噴火が始まったといわれている。

第3節 地震被害想定

(1) 山北町周辺地域の地震

現在、本町が大きな影響を受けると予想されている大地震は「東海地震」「南海トラフ巨大地震」「都心南部直下地震」「神奈川県西部地震」「大正型関東地震」の5つがある。

(2) 神奈川県地震被害想定調査

県では、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定調査を行うこととし、平成25年度から26年度にかけて被害想定調査を実施した。

本町の被害想定については、県が実施した被害想定調査を引用し、地震災害対策計画の策定にあたる。

1) 特徴

- ① 東日本大震災の経験を反映し、最新の知見・技術を用いた定量的調査
- ② 「神奈川県地震防災戦略」見直しの前提となる調査
- ③ 新たに被害想定に加えた地震

神奈川県に影響が大きい都心南部直下地震、大正型関東地震、元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震を想定地震に追加

- ④ 最新のデータ（人口、建物等）・被害想定手法で被害等の計算を実施

2) 想定条件

- ① 季節：冬
- ② 日：平日
- ③ 発生時間：午後6時
- ④ 風速・風向：近年の気象観測結果にもとづく地域ごとの平均

本計画で示す被害の想定条件は上記のとおり。なお、今回実施した調査では、このほか冬の5時、夏の12時についても想定しているが、ここでは、概ね全ての項目で被害が最大となる想定条件での結果を示す。

3) 想定地震

次の観点で地震を想定し、調査を実施している。

- ① 地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ③ 地震防災戦略、地域防災計画、中央防災会議等において対策の対象としている地震

ア 東海地震

駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震である。国の地震防災戦略の対象とされている地震で、大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされており、その切迫性が指摘されている。

イ 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、山北町は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

ウ 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

エ 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震である。固有の地震活動かどうか明確ではないが、歴史的に繰り返し発生していることが知られているため、地震発生の切迫性が指摘されている。

オ 大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震である。

(3) 山北町の被害想定結果

項目		想定地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	都心南部 直下地震	神奈川県 西部地震	大正型 関東地震		
モーメントマグニチュード			8.0	9.0	7.3	6.7	8.2		
被害 想定 結果	建物被害	全壊棟数	(棟)	*	*	0	*	3,190	
		半壊棟数	(棟)	40	90	20	80	1,500	
	火災被害	出火件数	(件)	0	0	0	0	*	
		焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	340	
	死傷者数	死者数	(人)	0	0	0	0	150	
		重症者数	(人)	0	0	0	0	60	
		中等症者数	(人)	*	*	*	*	370	
		軽症者数	(人)	*	10	*	*	360	
	避難者数	1日目～3日目	(人)	40	80	20	70	7,530	
		4日目～1週間後	(人)	40	80	20	70	6,940	
		1か月後	(人)	40	80	20	70	6,300	
	要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	*	10	*	10	1,110
			要介護者数	(人)	*	*	*	*	270
		断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0	0	1,360
			要介護者数	(人)	0	0	0	0	330
		家屋被害	高齢者数	(人)	10	20	*	20	1,090
			要介護者数	(人)	*	*	*	*	270
	帰宅 困難者数	直後	(人)	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	
		1日後	(人)	0	0	0	0	1,150	
		2日後	(人)	0	0	0	0	1,150	
	自力脱出困難者(要救出者)		(人)	0	0	0	0	290	
	ライフ ライン	上水道	断水人口(直後)	(人)	30	90	10	70	10,670
		下水道	機能支障人口	(人)	140	150	130	130	1,350
		都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	0	0	0
		LPガス	供給支障数	(戸)	0	0	0	0	80
		電力	停電件数	(軒)	0	*	0	0	13,960
		通信	不通回線数	(回線)	0	*	0	0	3,570
エレベーター停止台数		(台)	*	*	*	*	*		
震災廃棄物		(万t)	*	*	*	*	60		

※地震被害想定調査結果(平成27年3月)

*: わずか(計算上0.5以上10未満) 0: 計算上0.5未満は0とした。

第4節 計画の推進主体とその役割

(1) 計画の進め方

平常時には、山北町防災会議において、各種対策の実施状況を把握するとともに、県の関係機関等と協議・調整を行い計画のより一層の充実を図る。

災害発生時には、山北町災害対策本部において応急活動対策の調整を行い、被害状況に即した対策を実施する。

防災関係機関は男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努め、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(2) 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するにあたって、町、県、その他関係機関の果すべき責任は、次のとおりとする。

1) 町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施する。

2) 県

県は、市町村を包含する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をする。

4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急活動を実施する。また、町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第5節 町民等の責務（役割）

(1) 町民

- 1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、平常時から災害に対して関心を持ち、日々の生活を通じて災害への備えを心がけ、家族、地域と連携を維持するとともに、災害の発生時には、自らと家族の安全を守り、周囲と協力して災害を乗り越えるように努める。
- 2) ハザードマップを確認し、居住地域と勤務先等の災害時のリスクを把握するとともに、必要に応じて「マイタイムライン」を作成する。また、家族で災害時の連絡要領等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておく。
- 3) 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水等の備蓄や家具転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど町民自らが防災対策を行う。
- 4) 自治会・自主防災組織の活動への積極的な参画に努める。
- 5) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努める。
- 6) 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努める。また、災害の危険が高まったときには、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取るに努める。
- 7) 災害発生時には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するよう努める。

(2) 企業

- 1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材整備、更に従業員の防災訓練や防災に関する研修等の実施に努める。
- 2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。
- 3) 災害発生時、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。
- 4) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- 5) 危険物施設を伴う事業所等は、ハザードマップを確認し、被害の発生が想定される場合には被害発生危険性を回避・低減するための措置を検討し、計画策定を行う。この際、「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」（令和2年3月27日付け消防災第55号・消防危第86号）に基づき、タイムラインを考慮し、防災情報の警戒レベル等に応じて計画的な操業の停止や規模縮小、危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。

(3) 要配慮者利用施設

- 1) 要配慮者利用施設等の管理者は、災害に対して施設利用者の安全を確保し、災害発生時には迅速・的確な対応を行うため、施設における避難確保計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努める。
- 2) 要配慮者利用施設等の管理者は、土砂災害・洪水ハザードマップを確認して、施設の災害リスクを確認する。施設が土砂災害警戒区域内または浸水想定区域内に立地する場合は、避難確保計画を策定及びそれに基づく避難訓練の実施が義務となる。(第2章 災害予防 第2節(6)を参照)
- 3) 要配慮者利用施設等の管理者は電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄及び非常用発電機等の整備に努める。
- 4) 非常に猛烈な勢力の台風の接近や、河川上流部での大雨により、町内の河川の氾濫や、土砂災害発生のおそれがある時には、気象情報や町からの情報に従って対応を検討し、安全を確保するに努める。
- 5) 施設開放中に避難情報が発令された場合には、必要に応じて施設利用の制限(例、外来患者の受け入れの中止、保護者の引き取り依頼、施設の休館等)等を行う。また、浸水しない安全な地域や土砂災害警戒区域外まで避難をするよう、施設利用者等に伝え、必要に応じてその避難行動を支援する。
- 6) 町が避難情報を発令してから土砂災害や氾濫が発生するまで、ある程度の猶予がある場合には、施設利用者を保護者に引き渡すこともできるが、保護者の引き取りが間に合わなかった場合の応急対応要領について勤務者の認識共有を図り、安全を確保するに努める。

※ 「要配慮者利用施設」とは

「社会福祉施設、学校、医療その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」(水防法・土砂災害防止法)とされており、具体的には、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、放課後児童健全育成施設、学校及び医療施設等が該当する。

例：老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障がい者社会参加支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、等
学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、等
医療施設とは、病院、診療所、助産所、等

※ 「避難確保計画」とは

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画である。

避難確保計画が実効性のあるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが大変重要となる。作成した計画は、町長に報告するとともに避難訓練を実施することが義務付けられている。

第6節 町の防災業務の大綱

(1) 町の役割

1) 基本事項

町は、町民の生命身体及び財産を災害から保護するため、国・県及び防災関係機関等の協力を得て防災活動及び災害対応活動を実施する。

2) 災害予防・災害応急対策・災害復旧・復興

- ① あらゆる災害に対する行政機能の維持
- ② 防災会議に関する事務
- ③ 防災に関する教訓事項の収集・反映
- ④ 都市整備構想に基づく町の防災構造の強化
- ⑤ 防災に関する施設及び設備の設置、整備
- ⑥ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備
- ⑦ 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育・訓練の実施
- ⑧ 自主防災組織の活性化等、地域の防災力の充実整備
- ⑨ 広域応援組織、ボランティア等による災害復旧支援活動の受入れ環境の整備
- ⑩ 各種の災害に関する情報（気象警報、東海地震に関する警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等を含む。）の収集伝達並びに避難の指示及び防災広報
- ⑪ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑫ 消防団の維持・運営並びに消防関連設備の維持・整備
- ⑬ 避難所・避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- ⑭ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備
- ⑮ 緊急輸送の確保
- ⑯ 被災者の応急救助及び保護
- ⑰ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
- ⑱ 災害時の医療、清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
- ⑲ 被災児童・生徒等に対する応急の教育実施等、各種文教対策
- ⑳ 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告
- ㉑ 農産物、林産物及び水産物に対する応急措置
- ㉒ 道路の通行禁止又は制限、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- ㉓ 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動
- ㉔ 被災者生活再建支援を含む災害からの復旧・復興

3) 職員の行動基準

山北町職員は、常に全体の奉仕者であることを自覚し、大規模災害が発生したときは、町民の身体・生命・財産を災害から守るため、消防、警察、自衛隊等の関係機関並びに地域住民と一体となり、困難な状況にあっても毅然として職務の遂行に邁進し、一致団結して役場機能を発揮して、町民の信頼・負託にこたえなければならない。

職員は、災害時に迅速的確な初動体制が確立できるよう、常日頃から危機管理意識を持ち、本計画について確認・承知するに努める。

地震や風水害などの災害が発生した時に、山北町職員がとる基本的な初動対応について、

山北町地域防災計画

別紙1「職員初動マニュアル」に示す。

- (2) 山北町消防団
 - 1) 火災及び水防等の防御
 - 2) 人命の救出及び救急協力
 - 3) 消防訓練の実施及び町民に対する初期消火訓練等の指導